

神戸慶應倶楽部ルーム使用規程

1. 神戸慶應倶楽部ルーム管理委員会は、次の掲げる事項のすべてを満たす場合、倶楽部ルームの使用を許すことができる。
 - (1)使用する者全員が会員であること
 - (2)神戸慶應倶楽部ルーム管理委員会に対し、事務局を通じ、事前申込みが行われていること
 - (3)倶楽部ルーム並びに事務局使用のルールを遵守する旨約束されていること
2. 前項の事項を満たさない場合でも、会員の使用申出に特別の理由がある場合には、倶楽部ルームを使用することができる。
3. 本使用規程を遵守しない会員は、倶楽部ルームを使用することができない。

倶楽部ルームならびに事務局使用のルール

1. 倶楽部ルームキーの貸与
委員会により使用を認められた会員には、あらかじめルームキーを貸与する。貸与された会員は、責任を持ってルームキーの管理ならびにドア・窓の施錠を厳重に行い、用務が終了次第、すみやかに倶楽部へルームキーを返却すること。
2. 事務局の備品
事務局の備品（コピー・プリンターを含む）を無断で使用しないこと。
3. 事務局への依頼
倶楽部ルームを使用するあたり、弁当・飲料・備品の手配等は会員が行い、事務局員へ依頼しないこと。
4. 私物
理由の如何に関わらず、倶楽部ルーム内には、一切の私物を置かないこと。
5. 電灯・エアコン
電灯・エアコンを必ずOFFにすること。
6. パソコン
会員用のパソコンを使用し、事務局用のパソコンは使用しないこと。
7. ごみ・掃除
ごみは定められた方法にて分別し、倶楽部ルームを元通り掃除すること。
8. 調度品・備品
調度品・備品を傷つけないようにすること。万が一傷つけた場合は、修理代を負担すること。
9. 冷蔵庫
冷蔵庫内の飲料はすべて有料であり、掲示された料金表に従い、消費した飲料代を負担すること。

制定 平成19年5月29日 (平成19年5月15日評議員会承認済)
(平成19年5月29日定時総会承認済)

改定 平成22年5月26日 (平成22年4月20日評議員会承認済)